

7 瀬監第 28・29 号

令和 7 年 8 月 8 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

瀬戸市監査委員 長谷川利忠

瀬戸市監査委員 伊 藤 勝 朗

瀬戸市監査委員 宮 蘭 伸 仁

令和 6 年度瀬戸市の健全化判断比率及び公営企業会計の資金
不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 6 年
度瀬戸市の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにその算
定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、結果について次のと
おり意見を提出します。

令和6年度瀬戸市の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率に係る審査意見

第1 審査の対象

令和7年7月18日付け7瀬財第197-1号及び第197-2号により市長から提出された令和6年度瀬戸市の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年7月18日から 令和7年7月28日まで

第3 審査の実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びに各比率の算定基礎書類が、法令等に基づいて適正に算定及び作成されているかどうかについて審査を行った。

審査に際しては、提出された算定基礎書類について関係職員に内容の説明を求めるとともに、これまでの決算の結果を参考とした。

第4 審査の結果

1 総括意見

審査に付された下記の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に基づいて適正に算定及び作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率の状況

(単位：%)

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
— (11.95)	— (16.95)	1.7 (25.0)	— (350.0)

注：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

() には、早期健全化基準を記載している。

資金不足比率の状況

(単位：％)

公営企業会計の名称	⑤資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業規模を算定
下 水 道 事 業 会 計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業規模を算定

注：資金の不足額は発生していないため、「—」を記載している。

() には、経営健全化基準を記載している。

2 個 別 意 見

① 実質赤字比率

実質赤字比率の早期健全化基準は 11.95%であるが、平成 19 年度以降、継続して実質黒字となっている。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の早期健全化基準は 16.95%であるが、平成 19 年度以降、継続して連結実質黒字となっている。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の早期健全化基準は 25.0%であるが、これを下回る 1.7%となっている。この比率は、前年度と比べ 0.6 ポイント悪化した。

④ 将来負担比率

将来負担比率の早期健全化基準は 350.0%であるが、今年度は前年度と同様、計算の結果マイナスとなった。

⑤ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足比率の経営健全化基準は各会計とも 20.0%であるが、平成 19 年度以降、継続して資金不足とはなっていない。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。